

政府関係機関、企業等の地方移転の促進

【政府関係機関の地方移転】

○誘致に向けて、県に対して提案を行い、現在協議中

●国としての積極的な地方移転への取組をお願いしたい。

【企業の地方移転】

○新たな支援制度(P2)を設け、企業誘致を推進(特に東京23区からの移転支援を強化)

●企業の地方移転促進税制措置の早期実施

地場産業の振興や創業支援等による移住定住促進

【地方移住】

○東京圏等での移住説明会や移住相談を実施

●移住・交流情報ガーデンや全国移住ナビの更なる充実

【創業支援・事業承継】

○商工団体や地域金融機関との連携による創業サポートセンターを設置(5年間で1,186人からの相談を受け、135件が創業)

●創業・事業承継への支援強化

子育て支援の強化

【子育て世代の負担軽減】

○医療費助成事業を市単独で実施(小学6年生までの入・通院分、中学3年生までの入院分)

●まずは、地方の医療費助成事業に対して、国が実施している国民健康保険療養給付費等負担金の減額調整を廃止していただきたい。

●国による医療費助成制度創設の検討や第3子以降への支援制度の拡充

地方大学の機能強化・学生のUIターン促進

【地元進学・定着の促進】

○市内11大学との大学連携事業や、そのうち2大学との地(知)の拠点(COC)事業を実施

○現状は、卒業生の多くが市外へ就職していることが課題

●地域の課題解決に取り組む地方大学への運営交付金の増額

●学生の出身地でのインターンシップへの支援

東京圏高齢者の地方移住への課題対応

【日本版CCRC】

○市内入所待機者の解消や介護従事者不足への対応が現状の課題

●高齢者の希望を実現

●地方における医療・介護施設の確保及び介護人材育成への支援

●受入自治体の財政負担の増加について、国の対応策が必要(住所地特例、介護や医療に対する自治体間の財政調整、受入先自治体住民の負担増など)

地方の都市基盤の整備

【まちづくり】

○町家・古民家を活用した中心市街地活性化や都市計画道路整備、さらに立地適正化計画、地域公共交通網形成計画策定に向けた検討を実施中

●都市基盤整備に必要な公共事業予算の確保

●連携中枢都市圏構想における都市機能の集積・強化

地域活性化の原動力にICTを活用

【ビジネスチャンスの創出】

○ビッグデータを活用した観光・商業・医療動態の調査を行い、今後の地方版総合戦略に活用予定

●データサイエンティストの育成やデータ利活用ビジネスへの起業支援

●遠隔地勤務や女性の社会進出、地域コミュニティの活性化等の裾野を大きく広げるテレワークの推進

地域密着型PFIの推進

【地域内の資金循環による活性化】

○公共施設の大量一斉更新問題への対応に当り、地域金融機関の安定的融資先の確保・地元事業者のしごと創出を推進の柱に掲げた「倉敷市PFI活用指針」を策定(H26)。現在2施設のPFI導入可能性調査を実施中

●従来のメガバンク・大手事業者(地方からの資金流出につながる)に加え、地域金融機関・地元事業者の参入を促進

新型交付金の検討に際して

●小規模自治体から政令指定都市まで地方自治体は多種多様な特性があり、地方創生を地域の実情に対応した成果あるものとするため、新型交付金の制度設計にあたり、国と地方の十分な協議のもと、自由度が高く、地方自治体の創意工夫が十分に生かせるような額を確保していただきたい。

1. 本社機能移転等促進奨励金を新設

東京23区からの移転の場合、奨励金とその限度額を **2倍!**

incentive
1

本社機能移転等促進奨励金 **NEW**

- 本社機能移転等に伴い市内に転入する常用雇用者数区分に応じ奨励金を交付

※奨励金の該当最低要件あり

転入常用雇用者数区分	奨励金額	東京23区から移転の場合
10人まで	1人あたり20万円	→ 1人あたり40万円
11人から	1人あたり30万円を加算	→ 1人あたり60万円を加算

限度額：2,500万円

東京23区からの移転の場合

限度額：5,000万円

incentive
3

本社機能移転等賃借料奨励金 **NEW**

- 本社機能移転等に伴い賃借する土地・建物の賃借料の1/2を1年間交付

限度額：120万円/年

東京23区からの移転の場合

限度額：240万円/年

incentive
2

市内雇用促進奨励金 **NEW**

年数	奨励金額	東京23区から移転の場合
初年度	1人あたり10万円	→ 20万円
2年度目	1人あたり15万円	→ 30万円
3年度目	1人あたり25万円	→ 50万円

限度額：3年間合計で2,500万円

東京23区からの移転の場合

3年間合計で5,000万円

その他

- ◆ 本社機能とは、経営意思決定、経営資源管理(総務、経理、人事)、各種業務統括(研究開発、国際事業等)などの事業所をいう。
- ◆ 制度適用期間は平成29年度末まで

2. (高梁川流域) 連携中枢都市圏を形成

高梁川流域の7市3町で形成

地方自治法に基づく新たな自治体連携制度「連携協約」を、倉敷市と6市3町(新見市・高梁市・総社市・早島町・矢掛町・井原市・浅口市・里庄町・笠岡市)とで締結(平成27年3月27日)

施策の推進

- ◆ 町家・古民家の再生整備による魅力拠点づくりと技術伝承
- ◆ ビッグデータ等の利活用推進による人材育成・企業支援
- ◆ 外国人旅行者への国際おもてなしマイスターの育成
- ◆ 障がい者福祉施設によるグルメコンテスト
- ◆ 図書館相互利用の推進
- ◆ 保育士確保対策 等

倉敷市では平成27年度、連携事業として約2億6000万円を予算計上

全国の連携中枢都市圏構想への取組状況

- : 連携中枢都市の該当市(61市)
- : 連携中枢都市圏を既に形成した市(4市)
- : 連携中枢都市圏形成を進める市(16市)
- : 三大都市圏

